

平成 23 年 4 月 19 日

教職員各位

省エネルギー推進委員会報告

省エネルギー推進委員会

平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、大学も平成 22 年からは従来のキャンパス単位でのエネルギー管理に加え、法人単位でのエネルギー管理が求められ、法規制が強化されました。

文部科学省からは「大学等は知の拠点として、優れた人材の育成や独創的・先駆的な研究成果の創出を通じ、社会に貢献し、国民の期待にこたえとともに、深刻化するエネルギー問題や地球温暖化の問題においても社会をリードする先導的役割を担って、教育・研究を進める必要があります。」として、積極的な省エネルギーへの取り組みを大学に促しております。

本法人では、省エネルギー推進委員会と実務委員会である省エネルギー幹事委員会を設置し、以下の基本方針を定めて活動しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

省エネルギー推進委員会の基本方針

- 1) 新規施設・設備・機器は省エネルギー対応のものを導入する。
- 2) 既存の施設・設備・機器は経年劣化による更新時期に対応する。
- 3) 利用者への啓発は出来ることから始めることとして、出来る限り経費を掛けないで行う。

具体的には、施設・設備・機器の対応は計画的に実施しており、利用者の啓発による省エネルギーへの取り組みは次の項目を検討あるいは実施する予定です。

- 1) 省エネ意識啓発のためのステッカー（エアコン・電灯スイッチ用）（準備中）
- 2) 総合研究棟の屋上サインの終日消灯（調整中）
- 3) 病院 7 号館の屋上サインの終日消灯（調整中）
- 4) 新講義実習棟の全館（3F サバールームを除く）のエアコンを 22 時に停止
特別な理由で留まる場合には、各部屋で運転可能（調整中）
- 5) ほとんど利用のない電子掲示板キヨスク末端の電源停止（実施）
- 6) 北西キャンパスでの私的電気器具（ポットやストーブ）の利用禁止（調整中）
- 7) 図書館の休日開館等の電気使用量の調査（調査中）
- 8) その他

以上